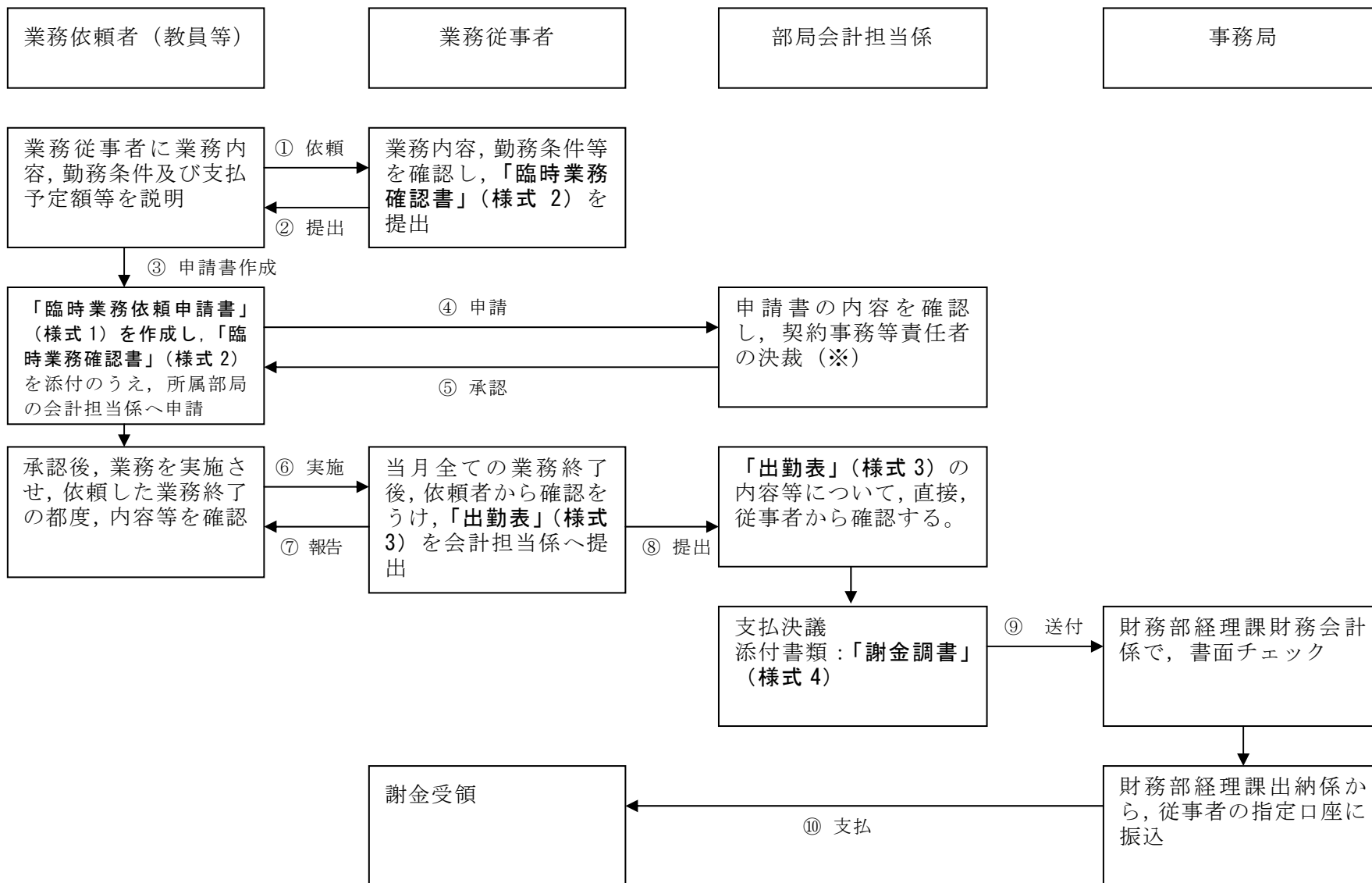


研究補助等謝金業務フロー



※外国人留学生に業務を依頼する場合

一般に、外国人留学生（在留資格が「留学」・「就学」）がパート・アルバイト等をするためには、入国管理局において「資格外活動許可」を受けることが必要です。業務従事者が外国人留学生の場合は、「資格外活動許可」を受けていることを確認してください。

（【参考】新潟大学国際センターHP http://www.isc.niigata-u.ac.jp/ISC_hp2006/handbook04-4_ja.html）

更に、平成19年10月よりハローワークへの届け出も必要となりました。手続きについては以下のとおりとなります。

